

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年3月30日

アイテル株式会社

代表取締役社長 永田 尚

問合せ先：管理本部 06-6151-3601

<https://www5.aitel.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社是である「満足の得られる市場を創造する **Create the satisfying market**」を長期的に達成するためには、現場に即応し、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制と健全かつ透明性の高い経営及びそれを監督するガバナンスとの均衡を保つことが重要と考えております。これを実現し、株主・投資家のみならず、社員や取引先、地域社会等の全てのステークホルダーに対する説明責任を果たすため、コンプライアンス体制の充実、積極的な情報開示に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
永田 尚	259,900	93.83
下高原 和典	10,000	3.61
アイテル従業員持株会	6,000	2.17
内山 貴之	1,000	0.36
税理士法人なみあし	100	0.04

支配株主名	永田 尚
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

- 上記大株主の状況は、2025年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- 永田尚は当社の代表取締役であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役（監査等委員である取締役を除く）関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	1年以内
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西村 渡	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 渡	○	2021年7月まで当社顧問弁護士として顧問契約関係にありましたが、2021年8月に契約関係を解約し、社外取締役として就任いただいております。	当社創業当初より顧問弁護士として法律問題のアドバイスをいただいた経歴及び弁護士としての専門知識を有しており、また、当社の一般株主と利益相反の恐れはないと考えており独立役員に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査等委員関係】

監査等委員会設置の有無	設置している
定款上の監査等委員である取締役の員数	3名
監査等委員である取締役の人数	3名

監査等委員、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員と内部監査担当は、各々が独立の立場で各監査を行うとともに、監査等委員は、内部監査の計画についてあらかじめ報告を受けるとともに、監査等委員の監査に有用な情報の提供等に関する意見交換を行っております。また、内部監査担当は、内部監査の過程で得た情報及びその監査結果について監査等委員会で報告、意見交換を行う等、情報の共有を図り、有効かつ効率的な監査の実施に努めております。なお、監査等委員は、取締役会以外においても社外取締役と意見交換を行うなど、連携を図っております。

監査等委員と会計監査人の連携については、会計監査人から決算に関する監査計画についてあらかじめ報告を受け、期中監査、期末監査結果について報告を受けるほか、適宜監査方法や認識されたりスクなどについて情報交換を行っております。

三様監査については、年3回(会計監査人の監査計画策定時、期末監査前、監査結果報告時)実施しております。そこで各立場からの懸念事項や指摘事項について、意見を交わしております。

監査等委員である取締役（社外）の選任状況	選任している
監査等委員である取締役（社外）の人数	2名
監査等委員である取締役（社外）のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塩田 浩一	公認会計士													
大門 吉俊	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩田 浩一	○	—	公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当該知識と経験からの視点により、当社の監査体制の強化を図るべく、選任しております。
大門 吉俊	○	—	公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当該知識と経験からの視点により、当社の監査体制の強化を図るべく、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者に対して、業績向上に対する意欲や士気向上及び優秀な人材の確保のため、当社への貢献度等を勘案して付与を決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年3月31日であり、決議の内容は取締役年間報酬の上限を100百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。同株主総会終結時の取締役の員数は3名。）、監査等委員である取締役年間報酬総額の上限を30百万円（同株主総会終結時の取締役の員数は3名。）としております。

また、その決定方法は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各役員の役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献・実績に基づき、取締役は取締役会にて、監査等委員は監査等委員会にて決定しております。

なお、現在の当社役員の報酬は固定報酬により構成されており、業績連動報酬は導入しておりません。

【社外取締役(社外監査等委員)のサポート体制】

管理本部が情報伝達の窓口となり、適宜対応いたしております。

取締役会に関する情報の他、決算状況、内部監査結果と指摘事項、会計監査人からの指摘事項と対応結果等、適宜情報の伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は会社法上の機関設計における監査等委員会設置会社であり、各機関及び担当におけるコーポレート・ガバナンス体制は以下の通りとなります。

a. 取締役会

取締役会は取締役6名で構成されております。毎月1回の定時取締役会、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。なお、経営に対する牽制機能を果たすべく、監査等委員が毎回取締役会に出席しております。

議長：(代表取締役社長) 永田尚

構成員：(取締役) 下高原和典、(社外取締役) 西村渡、(監査等委員である取締役) 倉田昌彦、(監査等委員である取締役(社外)) 大門吉俊、塩田浩一

b. 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されており、法令、定款及び監査等委員会規程に従い、監査等委員間の意見交換を実施するほか、監査方針、年間監査計画等を決定しております。

議長：(社内取締役) 倉田昌彦

構成員：(社外取締役) 大門吉俊、塩田浩一

c. 会計監査人

当社はOAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年12月期にお

いて監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、橋本公成氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士9名、その他スタッフ1名であります。

d. 内部監査

当社の内部監査は、内部監査担当者5名が担当しており、内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務の運営が会社の経営基本方針・諸規程等に準拠し、妥当かつ効率的になされているかを監査し、監査によって業務の正常な運営と改善向上を図り、経営効率の増進に寄与することを基本方針として実施しております。なお、内部監査担当者は監査等委員、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上に努めております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理及びコンプライアンス違反に関する情報の収集と分析・改善を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は、管理本部管掌取締役、各部門長、及びオブザーバとして常勤監査等委員で構成されており、管理本部管掌取締役が委員長を務めております。当委員会は毎年定期的に2回開催するほか、必要に応じて開催することとしており、その活動状況は代表取締役社長に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社是である「満足の得られる市場を創造する Create the satisfying market」を長期的に達成するためにコーポレート・ガバナンスの適切な導入が重要であると考えており、業務執行と取締役会における重要な意思決定に対して、監査等委員による業務執行・意思決定の監督機能を持つ監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

具体的には、監査等委員会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査等委員である取締役3名のうち、会計士として高度な専門知識、見識を有している社外取締役2名を選任しております。

また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るため、社外取締役を3名選任しております。

さらに、会計監査人を設置すると共に、内部監査担当を任命しております。

これらの機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、決算業務及び招集通知の作成の早期化を図り、早期発送に努める方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日につきまして、より多くの株主が出席できるよう、集中日を回避し、またアクセスの良い開催場所を選択するなどの利便性も考慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	実施しておりません。
その他	株主の皆様が議案を検討するための十分な時間を確保できるように早期発送に努めてまいります。
実施していない	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR情報ページに掲載しております。 詳細は当社ホームページ(https://www5.aitel.co.jp/disclosure/)をご覧ください。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	現時点では未定ですが、特定投資家向けに定期的に説明会の開催を検討してまいります。	あり
海外投資家向けに	今後検討すべき事項と考えております。	なし

定期的説明会を開催		
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に、IR 情報ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載しております。詳細は当社ホームページ (https://www5.aitel.co.jp/ir/) をご覧ください。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部門を管掌する取締役を責任者とし、財務経理部を担当部署として IR 活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス規程」において、ステークホルダーに対する責任、企業倫理、経済原則などを定め、収益性を確保しながら、社会公共の利益と法令遵守の両立に努めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。 情報提供に係る方針につきましては、当社ホームページの「ディスクロージャーポリシー」 (https://www5.aitel.co.jp/disclosure/) をご覧ください。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、概要は以下の通りです。</p> <p>a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>イ 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行なう企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定める。</p> <p>ロ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当委員会において、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・維持・整備にあたる。</p> <p>ハ コンプライアンスに関する情報を収集するため、相談窓口を社内外に設置し、当該相談窓口への相談内容を調査した上で、再発防止策を担当部門と協議・決定する。</p> <p>ニ 監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。</p>

ホ 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性及び財務会計に関する内部監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。

ロ 上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

ハ データ化された情報につきましては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切なアクセス権限や権限管理を敷くことで機密性の確保と利用可能性の両立を図る。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理に関し、「リスク管理規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的且つ実質的な協議及び評価等を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。不測の事態が発生した場合には、管理担当役員が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。

ロ 「組織規程」、「職務分掌・職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。

e. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理担当役員は監査等委員である取締役と協議のうえ、管理部門の使用人を監査等委員会を補助すべき使用人として指名することができる。

ロ 補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとする。

ハ 指名された使用人への監査等委員会補助に関する指揮命令権は、監査等委員である取締役が指定する補助すべき期間中は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、取締役（監査等委員会である取締役を除く）からの指揮命令を受けない。

f. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

イ 監査等委員である取締役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会

議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。

ロ 監査等委員である取締役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。

ハ 監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、「公益通報者保護規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。

g. 監査等委員である取締役の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

h. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

イ 取締役は、監査等委員である取締役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。

ロ 監査等委員である取締役は会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

j. 反社会的勢力排除に向けた体制

イ 「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする

ロ 当社は、「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを定め、全ての取締役及び従業員に周知徹底する。

ハ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 当社は、「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを定め、全ての取締役及び監査等委員並びに従業員に周知徹底しております。

b. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

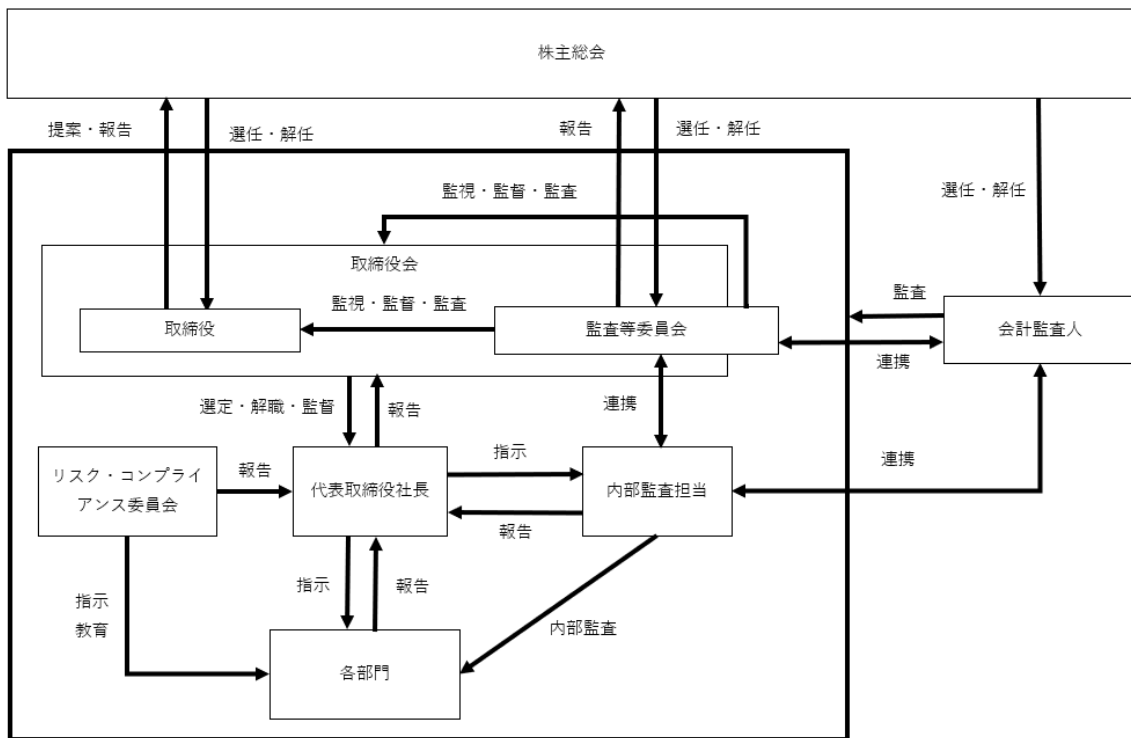
該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

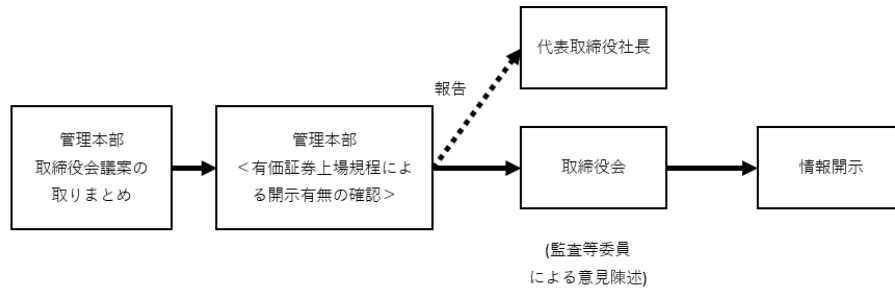
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

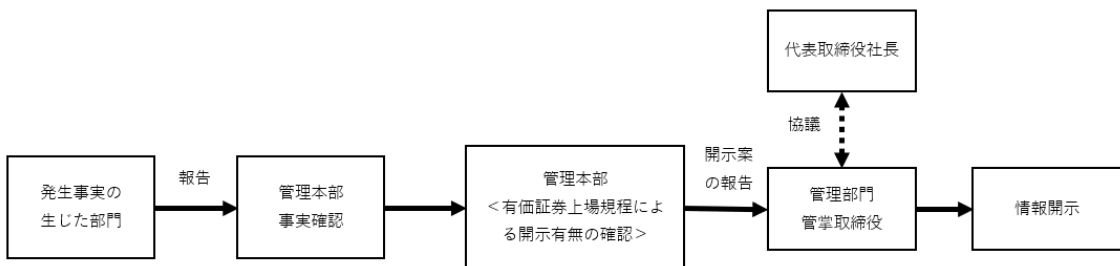


【適時開示体制の概要（模式図）】

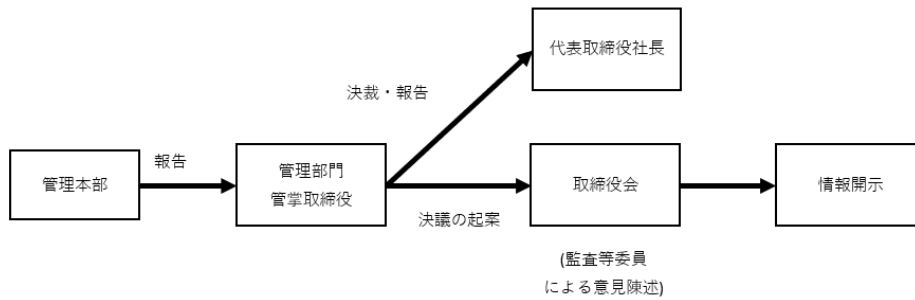
○決定事実に関する情報の適時開示義務フロー



○発生事実に関する情報の適時開示義務フロー



○決算に関する情報の適時開示義務フロー



以上